



平成 27 年 2 月 20 日

各 位

東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1
会社名 アース製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 川端克宜
(コード番号：4985 東証一部)

「バポナ虫よけネットW」における 消費者庁からの措置命令について

弊社は、消費者庁から弊社商品パッケージの表示に対し、一般消費者の誤認を招くとして、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）第 6 条の規定に基づく消費者庁の措置命令（平成 27 年 2 月 20 日付）を受けました。

弊社が販売している吊り下げ虫よけ「バポナ虫よけネットW」シリーズおよび「バポナ玄関用虫よけネットW」シリーズ（以下「本件商品」）において、平成 24 年 3 月 1 日以降の商品パッケージの表示において、例えば、「バポナ虫よけネットW120 日用」と称する本件商品について、ユスリカの絵を記載するとともに、「広さの目安 14 畳」、「120 日用」、「ベランダ 軒下 つるだけ」、「つるだけ、おくだけでいやな虫をよせつけないネットタイプの虫よけです。」、「適用害虫：ユスリカ、チョウバエ」等と記載することにより、あたかも、本件商品をベランダ等に吊るすなどするだけで、記載の範囲、期間にわたり、本件商品から放出される薬剤により、ユスリカ及びチョウバエを寄せつけないかのように示す表示をしておりました。かかる表示について、消費者庁からの求めに従い資料を提出いたしましたが、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないと判断され、本件商品の取引に関し行った表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでありました。

弊社は、措置命令が下された事実を厳粛かつ真摯に受け止め、お客様をはじめお取引先様ならびに関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げますとともに、再びこのような事態が生じないよう適切な再発防止策を講じ、適正な表示記載に万全を期す所存であり、お客様に納得してお使いいただける商品作りに全社を挙げて取り組んでまいります。

今回の措置命令は、環境や風量等の気象条件に左右されずに効果があるとの誤解を生じさせる商品パッケージの表示であったというものでした。

弊社としましては、すみやかに是正処置を行い、お客様に商品の性能がより正確に伝わるよう、使用条件、使用環境などを適正に表示し、今シーズンの商品はすでに改訂されたものを販売してまいりますので、今後とも弊社商品をご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件による業績への影響は軽微であります。

【本件に関するお問い合わせ】

◆報道機関等
経営企画部

03-5207-7458

◆お客様

虫よけネット窓口 0120-923-677

※受付時間 午前 9 時～午後 5 時(土・日・祝日を除く)

裏面に措置命令の対象となった商品と対応済みの今シーズン販売商品の画像を表示しています。

■措置命令の対象となった商品

- ・バボナ虫よけネットW 各種



- ・バボナ 玄関用虫よけネットW 各種



■今シーズン販売商品（対応済み）

- ・バボナ虫よけネットW 各種



- ・バボナ 玄関用虫よけネットW 各種

